

令和7年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回宮崎県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月8日（金）午後3時50分～午後5時15分

2 場 所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 生活保護と最低賃金との比較結果について
- (3) 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (4) 今後の審議の進め方について（参考人聴取について）
- (5) 令和7年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- (6) 金額提示
- (7) 今後の審議スケジュールについて
- (8) その他

5 議事要旨

- (1) 労使の推薦により、公益委員から部会長及び部会長代理を選任した。
- (2) 事務局より「最低賃金と生活保護との比較結果」について説明を行い、令和5年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることが確認された。
また、引き続き事務局より「令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果」についての報告が行われた。
- (3) 「今後の審議の進め方」について、宮崎県最低賃金の改正決定に関する意見公示の結果、意見陳述希望が3件あったため、8月15日（金）開催予定の第2回専門部会において意見陳述を実施予定であることが報告された。
- (4) 労働者側委員、使用者側委員より最低賃金改定に関する基本的考え方について意見交換が行われた。
- (5) 金額について労働者側委員からは、81円引上げの1,033円の提示が行われ、その根拠として、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額、寄与度の高い生活必需品で

ある食料、エネルギーの直近3か月の前年同月比率に配慮するとともに、都市部への労働力流出、男女間の賃金格差等の問題に鑑み、全国加重平均との格差是正を図るため、引上げ額を81円とした旨が説明された。

一方、使用者側委員からは、34円引上げの986円の提示が行われたが、その根拠として、中小企業・小規模事業者の、物価高や人件費の高騰分をいまだ十分に価格転嫁できていない厳しい経営環境等を勘案した結果、今年度の最低賃金決定に当たっては法の3要素のうち「通常の事業の賃金支払い能力」に重点を置き、3要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査結果の第4表③」の賃金上昇率3.6%を重視し、引上げ額を34円とした旨の説明が行われた。

(6) 今後のスケジュールについて、以下のとおり確認した。

8月15日（金）13：30～ 第2回専門部会

8月18日（月）13：00～ 第3回専門部会

8月25日（月）13：30～ 第4回専門部会、専門部会終了後に第3回本審

9月16日（火）10：00～ 第4回審議会（異議審）

以上